

議案第109号

【保健福祉支援部障害者福祉課】

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、指定障害児通所支援を利用する障害児の健康診断に関する基準を変更するものです。

【省令改正の背景】

保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施のため、乳幼児健康診査の内容が保育所等で行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、保育所等での健康診断の全部又は一部を省略することを可能とする省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

障害児が乳幼児健康診査を受けている場合に、事業所で実施される健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。

【施行期日】

公布の日